

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処
会計科長 土 橋 祐 一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

| | | | | | | | |
|--------------|-----|------------------|-----------|---------------|-----|-----------|-----|
| 契約実施計画番号 | | 調 達 要 求 番 号 | | 物 品 番 号 | | 仕 様 書 番 号 | |
| 2MFR1EE00290 | | 2MFS1AH0006 0001 | | | | | |
| 品名 または 件名 | | | | | | | |
| 防火帯草刈役務 | | | | | | | |
| 部品番号 または 規格 | | | | | | | |
| 仕様書のとおり | | | | | | | |
| 使用器材名 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 数 量 | 単 位 | 銘 柄 | 使 用 期 限 等 | グ ル ー プ | 指 定 | 検 査 | 包 装 |
| 1.00 | ST | | | | | | |
| 納地または工事場所 | | | | 引 渡 場 所 | | | |
| 日高弾薬支処 | | | | 日高弾薬支処 | | | |
| 搬 入 場 所 | | | | 納 期 または 工 期 | | | |
| 補給科 | | | | 令和4年11月1日 (火) | | | |

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

日高弾薬支処 会計科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和4年9月30日（金）13時00分 陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処会計科

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ウ 2項「競争参加資格」の格付を有する者で、北海道防衛局又は北海道地域に競争参加を希望していること。
- エ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- オ 「入札及び契約心得」を厳守している者
- カ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金
免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金
免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の10分の1以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 入札の無効

- ア 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名、押印が判別し難い入札
- エ 入札時間に遅れた者の入札
- オ F A X、電信、電話、電報、メールによる入札
- カ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）
- キ 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は違反した場合

- ク 入札書の内訳書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合
- (4) 落札決定方式
総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 契約書の作成
落札決定後、遅延なく契約書を作成する。
- (6) その他
ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
イ 落札決定にあつては、入札書に記載された当該金額10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札に参加する者は、入札前日までに資格審査結果通知書写をFAXで提出すること。
- (8) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (9) 再度入札の必要が生じた場合
直ちに実施する。ただし、郵便入札がある場合の再度入札に関しては、速やかに応札業者に対して再度入札執行日時を通知し、後日実施する。
- (10) 郵便入札
郵便入札による入札を行う場合、封筒に「(入札件名)入札書在中」と記載し、資格審査結果通知書写を同封し、書留郵便等にて令和4年9月27日(木)17時00分までに、陸上自衛隊日高分屯地日高弾薬支処会計科へ必着させること。この際、下記担当者に到着の確認をすること。
- (11) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵便入札を推奨する。
- (12) 入札及び仕様書に関する事項の問合せ先
ア 入札に関する事項
〒079-2314
沙流郡日高町字千栄75
陸上自衛隊日高分屯地日高弾薬支処会計科 担当 吉田
TEL 01457-6-2241 内線347
FAX 01457-6-2241 内線348
メール fin-hidaka-nadep@inet.gsdf.mod.go.jp
イ 仕様書に関する事項
〒079-2314
沙流郡日高町字千栄75
陸上自衛隊日高分屯地日高弾薬支処補給科 担当 佐久間
TEL 01457-6-2241 内線234
FAX 01457-6-2241 内線237
- (13) 公告掲示場所及び期間
ア 掲示場所：日高分屯地、島松駐屯地、北海道補給処ホームページ及び日高町役場
イ 掲示期間：令和4年9月1日(木)～令和4年9月30日(金)

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
 - 次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「再生手続」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会計法第2条4号及び会計法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じにする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
 - 次にア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会計更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選出された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺する等 (1) 又は (2) に掲げる場合と動視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | |
|-----------------|-----------|--------------|
| 物品番号 | 仕 様 書 番 号 | |
| 防火帯草刈役務 | 補給－４ | |
| | 防衛大臣承認 | 年 月 日 |
| | 作 成 | 令和 ４年 ８月 ４日 |
| | 変 更 | 年 月 日 |
| | 作成部隊等名 | 北海道補給処日高弾薬支処 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処日高弾薬支処の防火帯草刈役務について必要な事項について規定する。

2 実施場所

北海道沙流郡日高町字千栄75 北海道補給処日高弾薬支処防火帯

3 役務概要

- 防火帯に植生している笹及び雑草の草刈（1回，根際刈）
- 防火帯全体図（別紙第1）
- 草刈面積 45401.0㎡
- 面積表（別紙第2）

4 細部実施要領

- 本役務に必要な書類手続きは、監督官の指示に基づき遅滞なく実施すること。
- 作業手順は、別紙及び監督官が示す現場表示を確認のうえ着手すること。
- 特に作業期間中は、部隊側で指定する場所以外での喫煙は厳禁とする。
- 本作業に使用する器材及び資材などは、役務請負側で準備するものとする。
- 刈り取った笹及び雑草等は集積しないものとする。
- 本作業の開始及び終了時には、必ず監督官に申し出ること。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表による。

表－提出書類

| 名称 | 提出時期 | 数量 | 提出先 | 注記 |
|-------|-----------|----|----------|----------|
| 役務開始届 | 契約後速やかに | 1 | 分任契約担当官等 | 社内様式による。 |
| 役務工程表 | | 1 | 監督官 | |
| 作業員名簿 | | 1 | 監督官 | |
| 役務完了届 | 役務完了後速やかに | 1 | 分任契約担当官等 | 5.2による。 |
| 施行写真 | | 1 | 監督官 | |

5.2 施行写真

施工写真は、施工前、施工中及び施工後に見え隠れする部分及び監督官の指示に基づき撮影し、工事アルバム（カラーキャビネ版4面）に整理されたものを提出する。

5.3 保全

保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- b) 分屯地への立入りに際しては、分屯地所定の立入手続を行う。
- c) 分屯地の中で作業を行う場合、分屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、分屯地の規則及び分屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。
なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

5.4 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

5.5 その他

その他は次による。

- a) 役務履行で発生したこん包材及び産業廃棄物は、契約の相手方が処分する。
- b) この据付けに際し、分屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び分屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- c) この据付け終了時には、整理・清掃を確実にを行うとともに、仮設物などの撤去を役務期間内に完了する。
- d) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、分屯地管理者との調整によって所要の手続をとる。
- e) 役務履行に必要な電気及び水の使用は、分任契約担当官等と調整する。

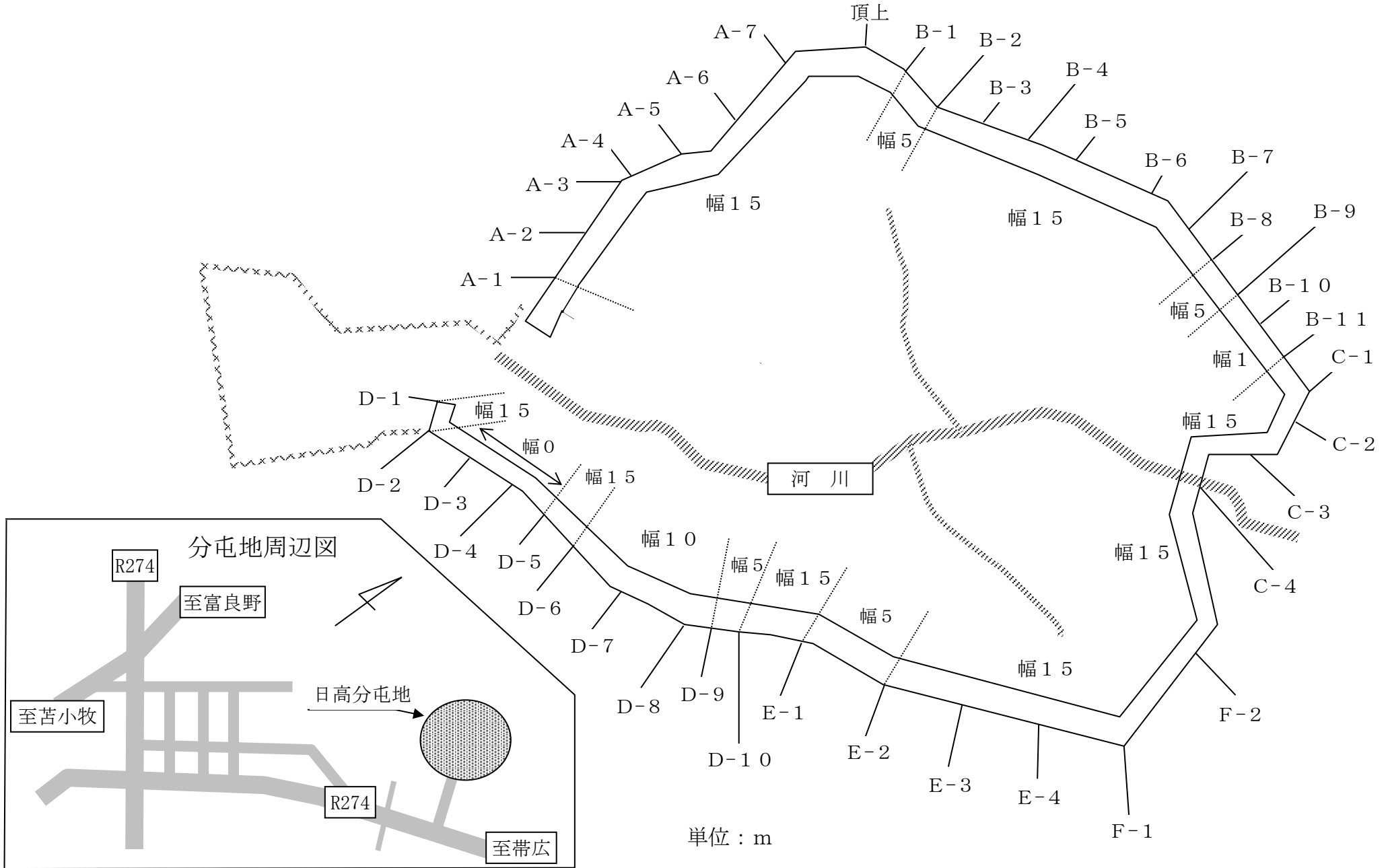
5.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義がある場合は、分任契約担当官等に連絡し、その指示をうけるものとする。

6 役務完了

検査官の合格をもって完了とする。

防火帯全体図



面 積 表

| 番号 | 区間標識 | 標識間距離(m) | 幅(m) | 平均斜度(度) | 面積(m ²) |
|-----|-----------|----------|------|---------|---------------------|
| 1 | A-1～A-2 | 100.0 | 15.0 | 30 | 1,500.0 |
| 2 | A-2～A-3 | 106.0 | 15.0 | 30 | 1,590.0 |
| 3 | A-3～A-4 | 14.0 | 15.0 | 30 | 210.0 |
| 4 | A-4～A-5 | 100.0 | 15.0 | | 1,500.0 |
| 5 | A-5～A-6 | 100.0 | 15.0 | 35 | 1,500.0 |
| 6 | A-6～A-7 | 104.0 | 15.0 | | 1,560.0 |
| 7 | A-7～A-8 | 122.0 | 15.0 | 35 | 1,830.0 |
| 8 | A-8～B-1 | 100.0 | 15.0 | | 1,500.0 |
| 9 | B-1～B-2 | 88.0 | 5.0 | 33 | 440.0 |
| 10 | B-2～B-3 | 100.0 | 15.0 | | 1,500.0 |
| 11 | B-3～B-4 | 74.0 | 15.0 | 19 | 1,110.0 |
| 12 | B-4～B-5 | 108.0 | 15.0 | | 1,620.0 |
| 13 | B-5～B-6 | 100.0 | 15.0 | 17 | 1,500.0 |
| 14 | B-6～B-7 | 94.0 | 15.0 | | 1,410.0 |
| 15 | B-7～B-8 | 60.0 | 15.0 | 16 | 900.0 |
| 16 | B-8～B-9 | 18.0 | 5.0 | | 90.0 |
| 17 | B-9～B-10 | 64.0 | 1.0 | 16 | 64.0 |
| 18 | B-10～B-11 | 86.0 | 1.0 | | 86.0 |
| 19 | B-11～C-1 | 100.0 | 15.0 | 16 | 1,500.0 |
| 20 | C-1～C-2 | 100.0 | 15.0 | 16 | 1,500.0 |
| 21 | C-2～C-3 | 100.0 | 15.0 | 16 | 1,500.0 |
| 22 | C-3～C-4 | 38.0 | 15.0 | 16 | 570.0 |
| 23 | D-1～D-2 | 15.4 | 15.0 | | 231.0 |
| 24 | D-2～D-3 | 49.0 | 0.0 | 30 | 0.0 |
| 25 | D-3～D-4 | 90.0 | 0.0 | 30 | 0.0 |
| 26 | D-4～D-5 | 63.0 | 0.0 | 30 | 0.0 |
| 27 | D-5～D-6 | 104.0 | 15.0 | 30 | 1,560.0 |
| 28 | D-6～D-7 | 100.0 | 10.0 | 35 | 1,000.0 |
| 29 | D-7～D-8 | 98.0 | 10.0 | 35 | 980.0 |
| 30 | D-8～D-9 | 78.0 | 10.0 | 35 | 780.0 |
| 31 | D-9～D-10 | 32.0 | 5.0 | 35 | 160.0 |
| 32 | D-10～E-1 | 146.0 | 15.0 | 35 | 2,190.0 |
| 33 | E-1～E-2 | 106.0 | 5.0 | 35 | 530.0 |
| 34 | E-2～E-3 | 100.0 | 15.0 | 35 | 1,500.0 |
| 35 | E-3～E-4 | 104.0 | 15.0 | 35 | 1,560.0 |
| 36 | E-4～F-1 | 120.0 | 15.0 | 35 | 1,800.0 |
| 37 | F-1～F-2 | 122.0 | 15.0 | 33 | 1,830.0 |
| 38 | F-2～C-4 | 420.0 | 15.0 | 33 | 6,300.0 |
| 合 計 | | | | | 45,401.0 |